

令和2年度9月 第6回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和2年9月30日(水) 午前10時00分 ~ 午前11時00分

開催場所 あま市七宝産業会館 2階 大会議室

出席者

農業委員会委員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	玉谷 尚登	出席	推1	平尾 正敏	出席
2	近藤 善成	出席	推2	小坂井 佳雄	出席
3	菱田 茂	出席	推3	宇佐美 雅仁	出席
4	加藤 勝	出席	推4	近藤 哲夫	出席
5	伊藤 幸夫	出席	推5	林 和夫	出席
6	笹野 明美	出席	推6	花木 清	出席
7	近藤 美奈子	出席	推7	宮地 浩司	出席
8	木村 治彦	出席	推8	久保田 幸司	出席
9	三輪 光雄	出席	推9	足立 國雄	出席
10	山田 武彦	出席			
11	横井 幸一	出席			
12	鈴木 良法	出席			
13	近藤 吉美	出席			
14	石原 勇	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	原 健一	書記	吉田 仁美
主幹	大堀 俊和		

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 2 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 2 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 2 4 号 農用地利用計画変更申出について
日程第 6	議案第 2 5 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について（農地中間管理事業分）
日程第 7	報告第 1 9 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
	報告第 2 0 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

議長	<p>(あいさつ)</p> <p>本日の出席につきましては、農業委員の出席数は14人、推進委員の出席数は9人です。</p> <p>定足数に達していますので、令和2年度9月あま市農業委員会総会を開会します。</p> <p>本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。</p>
議長	<p>日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。</p> <p>14番 石原勇 委員及び、1番 玉谷尚登 委員を指名します。</p>
議長	<p>日程第2「会期の決定」を議題とします。</p> <p>本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。</p>
議長	<p>日程第3 議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(説明)</p> <p>議案第22号1番につきまして説明いたします。</p> <p>議案第2ページをご覧ください、参考資料は1～7ページです。</p> <p>譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は木田地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。</p>

以上、譲受人等の経営農地に不法転用はなく、営農計画等も特に問題等はありませんでした。

また、下限面積等の要件も満たしております。

なお、こちらにつきましては、9月29日に笹野委員、近藤委員と現地確認をさせていただいております。

議 長 議案第22号につきまして、笹野委員と近藤委員で現地確認を行って頂きましたが、代表して笹野委員から現地の状況についてご報告願います。

笹野委員 議案第22号につきまして、近藤委員と私で事務局へ申請のあった農地について現地確認を行いました。農地の耕作に関して問題はありませんでした。

議 長 只今、事務局及び笹野委員から説明・報告がありました。議案第22号について何かご質問等がございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第22号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。挙手全員です。

よって、議案第22号は承認されました。

議 長 日程第4 議案第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

議案第23号1番、2番は、横井幸一委員に関係する事項があります。

あま市農業委員会総会規則第17条の規定により、横井幸一委員には一時退席していただきます。

(横井幸一 委員 退席)

事務局 (説 明)

議案第23号1番につきまして説明いたします。

議案の3ページをご覧ください。参考資料は8～10ページです。

申請人は、議案のとおりとなっております。申請地は七宝町下田山地内の田で、資材置場への転用となっております。

譲受人は、申請地南側にて建築物の仮足場工事業を営んでおり、事業拡大に伴い不足してる工事資材の保管場所を確保するための申請となっております。

本申請はすでに現地が転用済みのため、土地所有者の始末書が添付されております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で、農地区分は第2種農地に区分されます。

周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めません。

議案第23号2番につきまして説明いたします。

参考資料は11～13ページです。

申請人は、議案のとおりとなっております、申請地は七宝町下田山地内の田の資材置場兼駐車場への転用で賃借権設定となっております。

譲受人は名古屋市中川区にて解体工事業を営んでおり、事業拡大に伴い不足する駐車場及び資材置場を確保するための申請となっております。

本申請はすでに現地が転用済みのため、土地所有者の始末書が添付されております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅が連たんしている区域に近接する区域の農地で、農地区分は第2種農地に区分されます。

周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めません。

議案第23号3番につきまして説明いたします。

議案の3ページをご覧ください。参考資料は14～16ページです。

申請人は、議案のとおりとなっております、申請地は丹波中切地内の田と畑で、一般個人住宅への転用で所有権移転となっております。

譲受人は、生活環境の変化に伴い、現在の住居が手狭になったため、一戸建住宅を建設するものであります。

一般基準も満たしており、立地基準においては、駅から1,000m以内及び住宅割合が40%を超える区域内の農地で、農地区分は、第2種農地に区分されます。

周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めません。

議案第23号4番につきまして説明いたします。

議案の3ページをご覧ください。参考資料は17～19ページです。

申請人は、議案のとおりとなっており、申請地は花正花長道地内の田と畑で、一般個人住宅への転用で使用貸借権の設定となっております。

譲受人は、生活環境の変化に伴い、現在の住居が手狭になったため、一戸建住宅を建設するものであります。

一般基準も満たしており、立地基準においては、駅から1,000m以内及び住宅割合が40%を超える区域内的の農地で、農地区分は、第2種農地に区分されます。

周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めません。

議案第23号5番につきまして説明いたします。

議案の3ページをご覧ください。参考資料は20～22ページです。

申請人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町下之森八之坪地内の田で、資材置場への転用で所有権移転となっております。

譲受人は、あま市内にてリフォーム工事業を営んでおり、事業拡大に伴い、不足している工事用資材置場を確保するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で、農地区分は、第2種農地に区分されます。

周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めません。

議案第23号6番につきまして説明いたします。

議案の3ページをご覧ください。参考資料は23～25ページです。

申請人は、議案のとおりとなっており、申請地は中橋明円地内の田で、一般個人用住宅への転用で所有権移転となっております。

譲受人は、生活環境の変化に伴い、現在の住居が手狭になったため、一戸建住宅を建設するものであります。

一般基準も満たしており、立地基準においては、水道、ガス管が埋設されており、概ね500m以内に2つ以上の医療施設がある区域にある農地で、農地区分は第3種農地に区分されます。

第3種農地のため転用の許可が見込めません。

こちらにつきましては、9月29日には海部農林水産事務所と現地確認をさせていただいております。

また、同じく9月29日に笹野委員と近藤委員と現地確認をさせていただいております。

議長 議案第23号につきまして、笹野委員と近藤委員で現地確認を行って頂きましたが、代表して笹野委員から現地の状況についてご報告願います。

笹野委員 議案第23号につきまして、近藤委員と私で事務局へ申請のあった農地について現地確認を行いました。農地の転用に関して問題はありませんでした。

議長 只今、事務局及び笹野委員から説明・報告がありました。議案第23号について何かご質問等がございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第23号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。
挙手全員です。

よって、議案第23号は承認されました。

それでは、横井幸一委員に戻っていただきます。

(横井幸一 委員 入室)

議長 日程第5 議案第24号「農用地利用計画変更申出について」を議題とします。事務局から説明させます。

事務局 (説明)

議案第24号1番につきまして説明いたします。

議案の4ページをご覧ください、参考資料は26～28ページです。

申出者は、議案のとおりとなっております。申請地は七宝町下田五之坪地内の田2筆です。

事業拡大に伴い、不足する駐車場を確保するための申請となっております。

申請地は農用地区域内ですが、周辺部に位置し周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。

議案第24号2番につきまして説明いたします。

議案の4ページをご覧ください、参考資料は29～31ページです。

申出者は、議案のとおりとなっております、申請地は七宝町伊福薬師地内の畑です。

事業拡大に伴い、不足する駐車場を確保するための申請となっております。

申請地は農用区域内ですが、周辺部に位置し周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。

こちらにつきましては、9月29日には海部農林水産事務所と現地確認をさせていただいております。

また、同じく9月29日に笹野委員と近藤委員と現地確認をさせていただいております。

議長 議案第24号につきまして、笹野委員と近藤委員で現地確認を行って頂きましたが、代表して笹野委員から現地の状況についてご報告願います。

笹野委員 議案第24号につきまして、近藤委員と私で事務局へ申請のあった農地について現地確認を行いました。計画変更に関して問題はありませんでした。

議長 只今、事務局及び笹野委員から説明・報告がありました、議案第24号について何かご質問等はございますか。
ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第24号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。
挙手全員です。
よって、議案第24号は承認されました。

議長 日程第6 議案第25号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について（農地中間管理事業分）」を議題とします。それでは、事務局から説明させます。

事務局 (説明)
議案第25号1番につきまして説明いたします。
議案の5ページをご覧ください。
農地所有者につきましては、2名、貸付地は2筆、借受者は2名とな

っております。

議長 只今、事務局及び伊藤委員から説明・報告がありました、議案第25号について何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第25号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第25号は承認されました。

議長 日程第7 報告第19号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」、報告第20号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を事務局から一括報告願います。

事務局 (報 告)

議長 只今、事務局から報告がありました、報告第19号から報告第20号について、何かご質問・ご意見等はございませんか。

ご質問もないようですので、質疑を終了します。

以上で本会の会議に付議された事件は、すべて議了いたしました。

よって閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

長時間にわたりご苦勞様でした。

次回の農業委員会でございますが、10月30日(金)午前10時からの予定です。よろしく願いいたします。

最後にその他ということで、事務局から願います。

終 了

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 三輪 光雄

署名委員 石原 勇

署名委員 玉谷 尚登